

## 公共工事における入札金額内訳書及び施工体制台帳の 作成・提出について【お知らせ】

平成26年6月4日に公布された「建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)」により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部が改正されました。法改正に伴い、標記について下記のとおり取り扱うこととなりますので、御留意の程よろしく申し上げます。

### 記

## 1 入札金額内訳書の提出

県工事では、予定価格4,000万円以上の一般競争入札に限られていましたが、今後は、全ての入札において、入札の際に、入札金額の内訳書の提出が必要になります。

対象工事：競争入札により行う全ての公共工事

適用時期：平成27年4月1日以降に指名通知・公告する工事から適用

### 【大分県発注工事における経過措置】

※指名競争入札は、平成27年4月1日から平成28年3月31日の間、内訳書に不備があっても入札を無効としない経過措置を実施します。一般競争入札については現行のとおり審査の結果、不備のある内訳書については無効となります。

## 2 施工体制台帳の提出

公共工事においては、下請契約を締結する全ての元請業者が、下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成と発注者への提出が必要になります。

対象工事：下請契約を締結する全ての公共工事

適用時期：平成27年4月1日以降に元請契約を締結する工事から適用

(国土交通省参考 URL)

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000191.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html)

大分県土木建築部公共工事入札管理室

(電話)097-506-4527